

## 意見案第5号

### 緊急防災・減災事業債制度の恒久化等を求める意見書

本年8月16日からの一週間で、台風第7号、台風第11号、台風第9号と、観測史上初めて3つの台風が相次いで本道を直撃、さらにその後の台風第10号の影響などによって、全道で記録的な豪雨をもたらし、各地で河川の決壊や氾濫、道路や鉄道、橋梁の崩壊や土砂災害などの発生によって、甚大かつ深刻な被害を及ぼした。

平成7年に阪神・淡路大震災が発生したのを初め、平成16年には新潟県中越地震、平成23年には東日本大震災、そして本年には熊本地震が発生するなど、近年、大規模な地震や津波、局地的な集中豪雨等といった自然災害による被害が多発しており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

こうした災害リスクから国民の生命と財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるには、日本全体の防災・減災の取り組み強化が不可欠であり、国と地方が一体となり、強靱な国土づくりを加速させなければならない。

そのため、近年の多発する大規模自然災害を踏まえ、災害発生時に重要な役割を果たす庁舎、消防庁舎、学校施設等の防災拠点施設の耐震化など緊急性の高い防災・減災対策を着実に実施していく必要がある。

よって、国においては、地方自治体が計画的に庁舎等の耐震化などに取り組むことができるよう、平成28年度末までの措置とされている緊急防災・減災事業債制度の恒久化や対象の拡大、地方財政措置の充実などの措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	}	各通
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		
内閣府特命担当大臣(防災)		

国土強靱化担当大臣

北海道議会議長 遠藤 連